

## 第 1 審査会の結論

山梨県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成 17 年 5 月 1 日付けで異議申立人に対し行った一部開示決定処分において、異議申立ての対象となった不開示部分のうち、別紙 1 に記載した部分については開示すべきであるが、その余については不開示としたことは妥当である。

また、別紙 2 に掲げる文書については、本件の請求対象文書として特定し、改めて開示又は不開示の判断を行うべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成 11 年山梨県条例第 54 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、平成 17 年 4 月 12 日付けで以下の文書の開示を求めて開示請求を行った。

特殊学級設置状況調査書（情緒障害学級分の内任意の 20 学級）

教員処分に係る文書一式（平成 15 年、16 年処分書、処分理由説明書、非違行為報告書、教育委員会意見書、申出書、関係文書等障害のある児童生徒に関するもの）

非違行為事件に関し、職員氏名、年齢、学校名、経歴を公表した事例

通常学級に在籍する軽度発達障害児実態調査に係る文書一式（山梨県教育委員会が実施したもの）

通常学級を担任する教諭が取得している教育に関する資格、障害児教育の経験が記載されている文書（氏名、取得資格、取得年月日、経験年数）

特殊学級に在籍する児童に対する指導計画、個別の教育計画、個別の教育支援計画の内容が記載された文書

軽度発達障害があると考えられる児童生徒の数（各学校毎に、医師の診断を受けた児童に限る）

LD、ADHD、高機能自閉症児の数（平成 15 年度、16 年度、各市町村、各学校、学年、学級ごと、国の調査で実態把握をしている

と回答している分のみ)

軽度発達障害支援体制として、校内委員会を設置している学校名、校内委員会の活動が記載されてある文書(活動報告書)

LD、ADHD、高機能自閉症等の実態把握をしている学校名、実態把握の内容が記載されてある文書

特別支援教育コーディネーターを学校の公務として位置付けている学校名、コーディネーターの氏名、障害児教育の経験、その活動内容が記載されている文書

軽度発達障害児の個別の指導計画を作成している学校名、作成者氏名、その指導計画書、実践文書

軽度発達障害児の個別の教育支援計画を作成している学校名、作成者氏名、その個別の教育支援計画書、実践文書

軽度発達障害児の教育支援のための巡回相談を実施している学校名、その活動内容が記載されている文書(活動内容)

巡回相談を実施している教師、専門家の専門性に係る資格、職業、経験年数

軽度発達障害児支援のための専門家チームを活用している学校名、専門家チームの氏名、専門性を担保する資格、経歴、その活動内容が記載されている文書(活動報告書)

## 2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に対応する行政文書として、以下の文書(以下「本本文書」という。)を特定した。

平成17年度公立小・中学校特殊学級の設置及び通級による指導の実施に関する協議について(教高第1170号 平成16年10月6日)

特殊学級対象児童生徒及び学級編成に関する調査票(情緒障害)\*  
任意の20学級分

平成17年度特殊学級児童生徒個別調査票\*任意の20学級分

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する山梨県実態調査の実施について(教高4第3-10号 平成15年10月14日)

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要としている児童生徒に関する実態調査」調査結果について(教高4第3-10号 平成16年2月12日)

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する山梨県実態調査集計表

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する山梨県実態調査集計用基礎データ

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する山梨県実態調査（学校用調査まとめ）

小・中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への教育支援に関する体制整備の実施調査について（教高第1232号 平成16年10月20日）

平成16年度特別支援教育推進体制モデル事業の実施について（教高第205号 平成16年5月7日）

教員処分に係る文書一式（平成15年、16年処分書、処分理由説明書、非違行為報告書、教育委員会意見書、申出書、関係文書等障害のある児童生徒に関係するもの）

非違行為事件に関し、職員氏名、年齢、学校名、経歴を公表した事例

特殊学級に在籍する児童に対する指導計画、個別の教育計画、個別の教育支援計画の内容が記載された文書

軽度発達障害があると考えられる児童生徒の数（各学校毎に、医者の診断を受けた児童に限る）

このうち、本件文書、 から まで及び については全部開示、本件文書、 、 及び については条例第8条第1号に該当するものとして一部開示、本件文書 から までについては不存在による不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、理由を付した上で、平成17年5月11日付け教高第248号-2をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、本件文書の一部又は全部を不開示とした理由は以下のとおりである。

（1）条例第8条第1号に該当する。

本件文書、 、 及び のうち本件処分で不開示とした部分及び理由は以下のとおりである。

本件文書 のうち児童の学年、氏名、年齢、性別及び障害の状況知能指数（IQ）、本件文書 のうち児童の氏名、生年月日、年齢、学年、障害の種類、障害の状況、知能検査の結果、学習や行動の様子及び学級担任所見、本件文書 のうち児童生徒の状況及び支援体制、本件文書 のうち会議等の構成員の委員名簿にある当事者に関する部分については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権

利利益を害するおそれがあるため、条例第 8 条第 1 号に該当する。(ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しない。)

( 2 ) 条例第 1 2 条第 2 項に該当する。

本件文書 から については、該当事例が無いことや該当調査をしていないことから、該当する行政文書は存在せず、条例第 1 2 条第 2 項に該当し不存在のため不開示とした。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 1 7 年 5 月 2 4 日付けで行政不服審査法 ( 昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号 ) 第 6 条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立て

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示請求をした文書について、その開示を求めるものである。

### 2 異議申立の理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

( 1 ) 行政文書の特定に誤りがある。

( 2 ) 不開示とした理由は、条例第 8 条第 1 号に該当しない。

( 3 ) 不存在とした行政文書について、不存在の理由が不明である。

## 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び本審査会が実施した口頭意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

( 1 ) 行政文書の特定について

異議申立人が求める請求文書については、該当件名の行政文書が存在しないことから、異議申立人に電話確認を行うとともに、開示請求書に記載された請求文書の名称又は内容から判断して上記第 2 の 2 のとおり本件文書を特定した。

( 2 ) 本件文書 から までの存否について

ア 本件文書

本件文書 は、本件処分を行う際の行政文書の特定において、異議申立人の開示請求内容が特殊学級関係の事項であったことから、異議申立人が求める教職員の処分関係文書を特殊学級に係る教職員に限定してとらえ、平成 15 年度及び 16 年度においては当該教員に係る処分がなかったことから、該当する行政文書は存在しないこととして不開示決定としたところ、本件異議申立てを受け、特定すべき行政文書について再検討したところ、平成 15 年度において普通学級に在籍する障害のある児童に係る教員処分があったため、異議申立人の開示請求に対応する行政文書として、別紙 2 のとおりの行政文書が存在することを認める。

イ 本件文書

本件文書 は、本件文書 と同様の理由から本件処分を行う際に不開示としており、平成 15 年度にあった普通学級に在籍する障害のある児童に係る教員の処分においては学校のある市町村、学校の区分、職名、被処分対象行為の概要、処分年月日、処分理由等についての情報は公表していたが、異議申立人が求める職員氏名、年齢、学校名及び経歴に関する情報については公表しておらず、異議申立人の開示請求に対応する行政文書は存在しない。

ウ 本件文書

本件文書 は、特殊学級に在籍する児童に対する指導計画、個別の教育計画、個別の教育支援計画の内容が記載された行政文書であるが、これらの行政文書は、教育現場である個々の学校又はこれらを所掌する市町村教育委員会において作成され保有していることが想定されるが、現に山梨県教育委員会においては作成及び保有しておらず、該当する行政文書は存在しない。

エ 本件文書

本件文書 は、軽度発達障害があると考えられる児童生徒の数(各

学校毎に医者診断を受けた児童に限る)が記載された行政文書であるが、異議申立人のいう「軽度発達障害」の意義が不明であるとともに、これに相当するような障害のある児童生徒の数を把握するための調査は行っておらず、該当する行政文書は存在しない。

(3) 本件文書 及び の条例第8条第1号の該当性について

本件文書 及び は、知的障害者特殊学級の学級編成の同意基準の5に基づく『平成17年度公立小・中学校特殊学級の設置及び通級による指導の実施に関する協議』に係る市町村教育委員会から実施機関へ提出された書類のうち、特殊学級の設置を予定する各学校毎に作成された「特殊学級対象児童生徒及び学級編成に関する調査票(情緒障害)」、「通級による指導対象児童・生徒に関する調査票(情緒障害特殊学級)〔通級による指導〕」及び各児童毎に作成された「特殊学級対象児童生徒個別調査票」であって、山梨県における任意の情緒障害特殊学級20学級分である。

本県においては、特殊学級の設置状況を「教育便覧」などにより公表しており、このことから、本件文書 及び においては学校名を開示しており、また、特殊学級は学校によって在籍人数にばらつきがあるものの、一学級当たり1人～8人と概ね少人数であることから、本件文書 及び における情報の個人識別性は極めて高いものであり、本件文書 及び に記載のある学年、氏名、年齢、性別、障害の状況、知能指数(IQ)、生年月日、障害の種類、障害の程度、知能検査(検査名を除く。)学習や行動の様子及び学級担任所見の情報は、記載されている障害のある児童の個人に関する情報(検査者名は検査者の個人情報でもある。)であって、当該情報それ自体により、又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第1号に該当する。

また、障害の種類、障害の程度・状況、知能検査、学習や行動の様子及び学級担任所見の情報は、通常、他人に知られたくない情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第8条第1号に該当する。

(4) 本件文書 の条例第8条第1号の該当性について

本件文書 は、実施機関において平成15年10月に実施した『通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童に関する山梨県実態調査』に係る「学校用調査まとめ」を一覧表に転記したものである。

本調査の調査対象は、甲府市及び塩山市内にある公立の小中学校4

7校であって当該調査の対象地域が限定されていること、また、本件文書においては児童生徒の状況及び支援体制を開示していることから、本件文書に記載のある学校名、学年、派遣カウンセラー名及び巡回相談日の情報は、記載されている障害のある児童生徒の個人に関する情報(派遣カウンセラー名はカウンセラーの個人情報でもある。)であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第1号に該当する。

(5) 本件文書の条例第8条第1号の該当性について

本件文書は、『平成16年度特別支援教育推進体制モデル事業』に係る「特別支援教育推進体制モデル事業実施要項」である。

本件文書に記載のある特別支援連携協議会の構成員のうち、福祉関係者、障害者団体代表者及び親の会代表者の氏名及び所属・職名の情報は、当該構成員の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第8条第1号に該当する。

## 第5 審査会の判断

本審査会は、異議申立人提出の異議申立書、実施機関提出の行政文書一部開示決定通知書、不開示理由説明書、本件文書記載事項の調査結果等に基づいて以下のとおり判断した。

### 1 本件文書のうち一部不開示とした行政文書の内容について

本件文書は、知的障害者特殊学級の学級編成の同意基準の5に基き特殊学級を設置又は通級による指導を実施しようとする市町村教育委員会から実施機関である県教育委員会へ協議のために提出された学級編成協議書の一部を構成する調査票であって、設置市町村名、学校名、学年、氏名、年齢、性別、知能指数、週当たりの総授業時数、授業内容、特記事項、障害の種類及び障害の程度・状況に関する情報が記載されているものである。

本件文書は、上記調査票の個別調査票であって、個々の児童に関して在籍する学校名、記載者名、児童生徒名、生年月日、学年、障害の種類・程度、知能検査結果、学習や行動の様子及び学級担任所見に関する情報が記載されているものである。

本件文書については、実施機関が本県の特別支援教育推進のための基礎資料とするため、平成15年10月に甲府市内及び塩山市内におけ

る「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童または生徒に関する実態調査」のうち学校用調査の結果一覧表であって、全調査対象校（34小学校、13中学校、合計47校）における学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の対象児童生徒の状況、支援体制等に関する情報が記載されているものである。

本件文書 については、平成16年度において実施機関が実施したLD、ADHD、高機能自閉症等の障害のある児童生徒への総合的な教育支援体制の整備を図ることを目的とした特別支援教育推進体制モデル事業の実施要項であって、当該事業の趣旨、事業の指定、事業の概要、実施期間、実施計画、会議等の構成員等に関する情報が記載されているものである。

## 2 争点

実施機関が行った本件処分における行政文書の特定の妥当性、不存在とした行政文書の存否及び不開示とされる部分の条例第8条第1号の該当性という点である。

## 3 行政文書の特定の妥当性について

異議申立人は、本件文書の特定に誤りがあるとするが、具体的に特定した文書の誤りについての指摘がなく、実施機関にあっては文書の特定に当たり、異議申立人に電話確認を行うとともに、開示請求書に記載された請求文書の名称又は内容から判断して本件文書を特定しており、本件文書 に関する文書の特定を除き、文書の特定において誤りはないものとする。

## 4 不存在とした行政文書の存否について

### （1）本件文書

実施機関の再度の調査により、異議申立人の開示請求に該当する行政文書が存在し、これを確認した。

### （2）本件文書

本件文書 は、異議申立人が上記第2の1の で求める文書に対応するものであり、「非違行為事件に関し、職員氏名、年齢、学校名、経歴を公表した事例」の開示を求めたものである。

実施機関における平成15年及び平成16年における障害のある児

児童生徒に係る非違行為事件は、上記（１）のとおり、現に存在したものの、当該事件の概要を公表した「教員の処分について」については、異議申立人が求める「職員氏名、年齢、学校名、経歴」のいずれの情報も含まれていなかった。

このことから、実施機関において上記情報を公表した事例がないことをもって、開示請求の対象となる行政文書が存在しないとしたことは妥当である。

### （３）本件文書

本件文書は、個々の児童に関して作成し得るものであり、個々の児童生徒の指導を実施する個々の学校又は学校を設置する市町村教育委員会において作成保有されることが想定されるものであり、実施機関は、これらの文書を学校等から取得しておらず、開示請求の対象となる行政文書は存在しないものとする。

### （４）本件文書

実施機関では、異議申立人が開示請求する「軽度発達障害があると考えられる児童生徒の数（各学校毎に医者の診断を受けた児童に限る）」について調査しておらず、開示請求の対象となる行政文書は存在しないものとする。

## ５ 条例第 8 条第 1 号の趣旨及び該当性について

### （１）条例第 8 条第 1 号の趣旨

条例第 8 条第 1 号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を不開示とする趣旨である。

### （２）条例第 8 条第 1 号の該当性の検討

#### ア 本件文書 及び の該当性

はじめに、実施機関にあつては、毎年度「教育便覧」などにおいて特殊学級設置校並びに学校毎、学年毎及び性別毎に特殊学級に在籍する児童生徒の人数を公表していることから、本件文書 及び において学校名及び記載者名を開示している。

本件文書 及び における個人識別性を検討するに、開示された学校名等の情報及び個々の学校における特殊学級の児童数が少人数であることから、学校名等以外の情報は、限られた少人数の中から個人を識別することとなり、個人識別性は極めて高いものと言える。

したがって、児童の学年、氏名、年齢、生年月日、性別、障害の状況知能指数（IQ）、障害の種類、障害の程度・状況、知能検査（検査者名、検査年月日、結果）、学習や行動の様子及び学級担任所見に関する情報のいずれの情報もこれを開示することとなれば、それ自体、又は開示した他の情報と照合することにより、容易に調査の対象となった障害のある児童を識別することが可能となり、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため、条例第8条第1号に該当する。なお、検査者名については、障害のある児童の情報であるとともに、検査者の個人情報でもある。

また、これらの情報は、人の心身に関する情報であり、他人に知られたくない高いプライバシー性が認められる個人情報であり、みだりに公にされるべきものではなく、一部分を開示することにより特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあり、条例第8条第1号に該当する。

ただし、本件処分において不開示とした児童の知能検査に係る検査者名のうち、個人名以外の検査機関名が記載されているものについては、特定の個人を識別し得るものでなく、また、プライバシー性が認められないものであるため、条例第8条第1号に該当しない。

#### イ 本件文書 の該当性

次に、本件文書 における個人識別性を検討するに、本件文書 においては、児童生徒の氏名や在籍する学校名が開示されていないものの、甲府市及び塩山市という限定された地域における通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の状況及び支援体制を一覧にしたものであるから、このうち、児童生徒の学年、カウンセラー名、学校名及び巡回相談日の情報を開示することは、「教育便覧」などの公表されている情報及び開示した他の情報と照合することにより、調査の対象となった障害のある児童を識別することが可能となり、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

なお、カウンセラー名については障害のある児童の情報であるとともに、カウンセラーの個人情報でもある。

#### ウ 本件文書 の該当性

更に、本件文書 における個人識別性を検討するに、本件文書 においては、実施機関における特別支援教育推進体制モデル事業の実施のための要項等であり、不開示とした個人情報は、会議構成員のうち、民間の構成員である福祉関係者、障害者団体代表者及び親の会代表者の氏名及び所属・職名の情報である。

これらの情報は、構成員個人を識別することが可能であり、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため、条例第8条第1号に該当する。

ただし、福祉関係者の所属・職名については、本件文書 において所属の記載がなく、この職にある者が多数いることから、職名だけでは特定の個人を識別することは困難であり、条例第8条第1号に該当しない。

#### 6 結論

以上、本審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

#### 7 付帯意見

実施機関は、本件処分において特定すべき文書を誤って理解し、本件文書 が存在していたにも関わらず、不存在による不開示の決定を行ったが、今後、請求文書の特定に当たっては、請求の趣旨等を十分に考慮し、対象文書を確実に特定するよう付言する。

#### 8 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 事 項
平成17年 6月 6日	諮問
17年 7月15日	実施機関から不開示理由説明書を受理
17年11月28日 (平成17年度第6回審査会)	実施機関からの口頭による意見陳述の聴取

	審議
17年12月26日 (平成17年度第7回審査会)	審議
18年 2月 2日 (平成17年度第8回審査会)	審議
18年 2月27日 (平成17年度第9回審査会)	審議
18年 3月27日 (平成17年度第10回審査会)	審議

山梨県情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
石川 恵	弁護士	
内田 清	弁護士	会 長
濱田 一成	元山梨学院大学教授	会長代理
丸山 博	元山梨県地方労働委員会 事務局長	
山口 亮子	山梨大学助教授	